

「地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」

<令和3年度決算額>

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

213,039 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費

1,352,623 千円

【「社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費」の内訳】

(単位:千円)

区分(事業名)	R3年度 決算額	財 源 内 訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	特別医療支給費	97,250	45,077		8,492	11,602	32,079
	自立支援制度事業費	473,809	361,004			29,961	82,844
	障害者医療助成事業	12,959				3,442	9,517
	幼児教育無償化事業	5,664	3,918			464	1,282
	小 計	589,682	409,999	0	8,492	45,469	125,722
社会保険	国民健康保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	127,480	72,070			14,717	40,693
	後期高齢者医療事業 (事務費繰出・事務費負担等を除く)	262,963	39,268			59,412	164,283
	介護保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	310,191	19,176			77,292	213,723
	小 計	700,634	130,514	0	0	151,421	418,699
保健衛生	予防接種事業	47,776	842			12,465	34,469
	母子保健事業費	14,531	659			3,684	10,188
	小 計	62,307	1,501	0	0	16,149	44,657
合 計	1,352,623	542,014	0	8,492	213,039	589,078	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※「社会福祉」・「社会保険」・「保健衛生」の「地方消費税交付金(社会保障財源化分)」は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分している。